

機能強化計画の進捗状況(要約)

1. 15年4月から17年3月までの全体的な進捗状況

当金庫は、「新3カ年計画」及び「リレーションシップバンキングの機能強化計画」に基づき着実に様々な施策を実施してまいりました。

創業・新事業支援につきましては、中小企業金融公庫水戸支店と業務連携協力に関する覚書を、財団法人茨城県中小企業振興公社と中小企業に対する支援協力に関する基本協定書を締結し、県内企業の振興と発展に相互に協力することいたしました。融資審査体制については、業種別審査基準書を31業種作成し、融資審査の充実を図りました。

創業・新事業関連の融資として当金庫が推進しておりますクリニック関連融資は、31先69億円の実績となっております。

ビジネス・マッチング情報の提供につきましては、ビジネス支援サイト「みとしんコミュニティネット」を作成し、4月からサービス開始予定となっております。

企業支援につきましては、企業支援グループによる積極的な取組みによって、これまでに7先がランクアップしております。

新しい中小企業金融への取組みにつきましては、お客様の資金ニーズに前向きかつ迅速に対応するため、スコアリング方式の無担保ローンを開発し、平成17年3月末までに2,193件335億円を実行いたしました。

重要事項に対する債務者への説明体勢の整備につきましては、進捗が遅れておりましたが、規程、要領、関連帳票の整備が終了し、平成16年10月1日から施行しております。

新しい中小企業金融への取組みの強化としましては、平成16年11月より財務制限条項を取り入れた融資商品として「クリニック開業支援ローン」の取り扱いを開始致しました。

2. 16年10月から17年3月までの進捗状況

平成16年度上期の企業支援の実績としましては、187先の支援を行い、3先のランクアップに成功いたしました。また、地域版企業再生ファンド「茨城いきいきファンド」の設立に協力し出資いたしました。

創業・新事業支援につきましては、クリニック、グループホーム、老健施設等の融資に積極的に取組み、下期に8先、14億円を実行いたしました。

スコアリング方式の無担保ローンの下期実績は517件77億円となっております。財務制限条項付商品は11月より販売を開始致しました。

ビジネス・マッチング情報の提供につきましては、インターネットを活用してビジネス・マッチングの情報をやりとりできるビジネス支援サイト「みとしんコミュニティネット」を作成し、4月からサービス開始予定です。

進捗が遅れておりました重要事項に対する債務者への説明体勢の整備を完了させ、下期から施行しております。

3. 計画の達成状況

個別項目の計画に対する達成状況は概ね良好であったと認識しておりますが、完全には達成できておらず今後も継続実施する必要のある項目もございました。

また、早期事業再生に向けた取組みの中で、「プリパッケージ型事業再生及び私的整理ガイドラインの活用」、「DES、DIPファイナンス等の手法の活用」、「RCCの信託機能の活用」、「産業再生機構の活用」、「中小企業再生支援協議会の活用」の分野で該当事案が発生せず、結果として実績の無かった分野もございました。

4. 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

平成17年3月末を以て集中改善期間も終了となりましたが、過去2年間の課題を一過性のものとしてではなく、平成17年度及び平成18年度における重点強化期間におきましても普遍的課題として取り組んでまいります。中でも企業支援、企業再生につきましてはさらなる機能強化を図り、中小企業再生と地域経済活性化に取り組んでまいります。

5. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況(別紙様式1)

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
・中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> 業種別審査基準を整備するとともに融資稟議支援システムを導入し総合的な融資審査体制を構築する。 審査能力向上のため融資担当者の研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 融資稟議支援システム導入モデルの決定 融資担当者の研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる業種別審査基準書の整備完了 融資稟議支援システムの完成 融資担当者の研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本部ヒアリングの実施 営業店臨店指導の実施 融資稟議支援システム導入モデルの比較検討と予算化及び業務要件定義のとりまとめ 融資担当者目利き研修の実施(3回) 業種別審査基準作成(31業種) ケーススタディ研修の実施 体験審査研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 融資稟議支援システムの業務要件定義のとりまとめ 業種別審査基準作成(31業種) ケーススタディ研修の実施 体験審査研修の実施 本部ヒアリングの実施 営業店臨店指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口審査能力の向上のため融資審査基準書を中心とした融資担当者の集合研修を実施する。 審査企画グループによる営業店融資役席の臨店指導を実施する。 新任の審査企画グループスタッフを審査業務に関する外部研修に派遣する。 審査基準書の内容の充実を図り、業種別審査基準書とする。 融資稟議支援システム(電子化)を導入し、融資審査の強化・充実を図る。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	・茨城県商工労働部商工政策課との連携を図るとともに、茨城県に「産業クラスターサポート金融会議」が設立されれば参加する。	・「産業クラスターサポート金融会議」に参加し情報収集に努める。	・前年度の取組みを継続して実施する。	・茨城県商工労働部商工政策課主催の県内経済活性化に関する金融機関との意見交換会に出席(平成15年8月) ・産業金融協議会の発足 ・中小企業再生支援融資制度による融資の取上 ・茨城県中小企業再生ファンドへの参加 ・「中小企業再生支援協議会」による経営改善計画サポート(2件)	・「中小企業再生支援協議会」による経営改善計画サポート(2件)	
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	・中小企業金融公庫との情報交換を行う。	・中小企業金融公庫との情報交換を行う。	・前年度の取組みを継続して実施する。	・中小企業金融公庫水戸支店と中小企業支援方針および取引先の動向について情報交換を行った。 ・中小企業金融公庫と業務連携協力に関する覚書を締結	・情報交換を実施(12月)	
(5)中小企業支援センターの活用	・中小企業支援センターの情報収集と活用検討。 ・いばらきベンチャーマーケットに出席し情報の収集。	・中小企業支援センターの情報収集と活用検討。 ・いばらきベンチャーマーケットに出席し情報の収集。	・前年度の取組みを継続する。	・茨城県中小企業振興公社と「茨城県内中小企業に対する支援協力に関する基本協定書」を締結 ・締結に伴い連絡会議を開催(2回) ・いばらきベンチャーマーケットへ出席(6回)	・いばらきベンチャーマーケットへ出席(10月、2月) ・「茨城県内中小企業に対する支援協力に関する基本協定書」連絡会に出席(1月)	・この基本協定書は、県内企業に対する支援に関し、相互に協力、連携することにより円滑かつ有効な支援を行い県内企業の振興と県内産業の発展を図ることを目的としている。これによって、支援を必要とする中小企業を相互に紹介し合い、円滑かつ効果的の支援ができるようになった。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・事業者向け情報誌「経営者応援団」を年4回発行する。 ・ビジネスマッチングを重視した顧客サークル活動を実施する。 ・M&Aに関する仲介、助言等の実施。	・事業者向け情報誌「経営者応援団」を年4回発行する。 ・ビジネスマッチングを重視した顧客サークル活動を実施する。 ・M&Aに関する仲介、助言等の実施。	・前年同様継続して行う。	・事業者向け情報誌「経営者応援団」を8回発行した。 ・みとしん経営研究会・みとしん青年重役会を事業計画に基づいて本部13回、各支部74回(合同開催含む)実施した。尚、ビジネスマッチングを発展させるために、会員名簿である「みとしんビジネスインフォメーションページ」を作成し配布した。またインターネットを活用してビジネスマッチング情報のやりとりを行うことができるビジネス支援サイト「みとしんコミュニティ」を作成し、4月にサービス開始予定。	・金庫独自の景気動向調査を実施し、事業者向け情報誌「経営者応援団」に掲載した。(2回発行) ・当金庫のサークル活動を媒体としてビジネスマッチングに繋がるよう、みとしん経営研究会・みとしん青年重役会を事業計画に基づいて本部11回、各支部29回(合同開催含む)実施した。尚、ビジネスマッチングを発展させるために、会員名簿である「みとしんビジネスインフォメーションページ」を作成し配布した。またインターネットを活用してビジネスマッチング情報のやりとりを行うことができるビジネス支援サイト「みとしんコミュニティ」を作成し、4月にサービス開始予定。	・事業者向け情報誌「経営者応援団」の編集については、中小企業経営に役立つ情報の掲載に努める。 ・中小企業に対するコンサルティング機能としては、無料の財務分析サービス等を実施している。 ・ビジネスマッチング情報の提供については、情報の収集を行い、平成16年度中に「みとしんコミュニティ」のサービスを開始する予定。
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	・経営改善計画書の計画対実績の検討。 ・支援方針の策定。 ・企業支援担当職員の研修実施。	・経営改善計画書の提出を求め、計画対実績の検討を行う。 ・支援先の債務者に対する支援方針を策定する。 ・企業支援担当職員の能力開発のための研修を実施する。	・前年の取組策を継続実施する。 ・平成15年度の実績を公表する。	・平成15年度は、経営改善計画書の作成指導を行い、158先が提出を済ませた。 ・企業支援先199先のうち11先がランクアップした。尚、実績についてはホームページで公表した。 ・平成16年度は、支援先187先中3月末のアップ実績は7先であった。 ・企業支援担当職員の能力開発のための外部研修に16回参加し、外部講師による内部研修を4回開催した。	・企業支援先187先中3月末のアップ実績は4先であった。 ・企業支援担当職員の能力開発のための外部研修に2回参加した。	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(5)「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	・サークルへの入会を積極的に行う。 ・経営者の財務・経営管理能力の向上につながる講演会とする。	・企業支援先に対しサークルへの入会を勧める。 ・当金庫経営陣等を講師として講演会を実施する。	・継続的に講演会等を実施する。	・当金庫経営陣のほか各支部で講師を招き講演会を実施した。(46回)	・平成16年度下期については、講演会を11回実施した。	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	・プリパッケージ型事業再生及び私的整理ガイドラインになじむ企業先があった場合には、できるだけ早い時期に再生に着手する方向で検討する。	・左記具体的取組みを実施する。	・前年度取組みを継続実施する。	・当金庫の取引先において、プリパッケージ型事業再生及び私的整理ガイドラインになじむ事業は発生していない。	・当金庫の取引先において、プリパッケージ型事業再生及び私的整理ガイドラインになじむ事業は発生していない。	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	・地方公共団体と情報交換を行う。	・左記具体的取組みを実施する。	・前年度取組みを継続実施する。	・平成15年6月30日 茨城県商工労働部主催の「金融懇談会」 ・平成15年8月4日 「意見交換会」参加。 ・平成16年2月6日 常陽銀行主催の「茨城版企業再生ファンド組成に関する説明会」参加 ・平成16年2月20日 茨城県商工労働部主催の「産業金融協議会」参加 ・平成16年3月3日 ファンド運営会社「いばらきクリエイティブ(株)」設立に伴い出資した。 ・平成16年4月28日 匿名組合「いばらきエクイティ(有)」と当金庫との出資に係る匿名組合契約を締結した。		
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	・取引先企業の中から今後DESやDIPになじむ事業が発生した場合は、対応を検討する。 ・信金中金との情報交換や勉強会を実施する。	・信金中金担当者による勉強会の実施。	・前年度取組みを継続実施する。	・平成15年10月27日 信金中金主催の「信用金庫融資推進担当役員懇談会」に参加。 ・平成15年10月 関東信用金庫協会主催の「企業再生講座」参加。 ・日本政策投資銀行・関東財務局共催第2回地域経済再生ワークショップ「地域経済再生に向けてのコミュニティバンクの役割」2名出席。(平成16年5月) ・関信協主催「リレーションシップ・バンキング機能強化に関するフォローアップ勉強会」1名出席。(平成16年7月) ・関信協主催「経営改善計画作成講座」1名出席。(平成16年7月) ・信金中金主催による「債権流動化・DDS・DES」の内部研修実施(1月)	・信金中金主催による「債権流動化・DDS・DES」の内部研修実施(1月)	
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	・信託に関する知識の習得を図る。	・信金中金担当者による勉強会の実施。	・前年度取組みを継続実施する。	・平成15年9月2日 全信協主催「RCCの信託機能を活用した企業再生」に関する説明会参加。 ・平成15年11月5日、12日、18日、26日、12月3日、10日、17日の7日間事業再生人材育成センター主催の「事業再生人材育成講座」参加。		

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(5) 産業再生機構の活用	・中小企業再生支援協議会との情報交換の実施。	中小企業再生支援協議会との情報交換の実施と活用	中小企業再生支援協議会との情報交換の実施と活用	4社案件持ち込み、内3社改善計画がまとまった		産業再生機構の支援を受ける先がない為、再生支援協議会の活用を進める。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	・中小企業再生支援協議会との情報交換の実施。 ・案件があれば活用する。	同協議会との情報交換と、案件相談持込	同協議会との情報交換と、案件相談持込	4社案件持ち込み、内3社改善計画がまとまった。 ・茨城県中小企業再生支援協議会連絡会議に出席し情報交換を行った。(16年5月)		経営改善を進めるうえで同協議会を活用したほうが良いと思われる先は、積極的に活用する。同協議会と情報交換を積極的に行う。
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、第三者保証の利用のあり方	・審査基準の徹底と内容の充実を図る。 ・企業支援先の月次管理体制を整備する。 ・企業支援先の改善計画書を作成する。 ・月次管理先の拡大を図る。 ・現行スコアリングモデルを積極的に活用する。 ・財務制限条項導入について検討する。	・審査基準の徹底と内容の充実を図る。 ・企業支援先の月次管理体制を整備する。 ・企業支援先の改善計画書を作成する。 ・現行スコアリングモデルを積極的に活用する。 ・財務制限条項導入について検討する。	・前年度の取組みを継続する。 ・月次管理先の拡大を図る。	・審査基準は概ね定着。 ・本部管理企業支援先を対象にインターネットEメール管理システムを導入。(平成16年6月) ・本部管理企業支援先187先のうち月次管理先は58先(うち29先FD管理、13先Eメール管理)、経営改善計画書作成は105先作成済。 ・スコアリングモデルの新商品は中小企業向け融資の中核として積極的に推進。個人事業者向けの保証協会付スコアリング商品は既商品バージョンアップで対応開始。(平成16年9月) ・財務制限条項を取り入れた商品の取り扱いを開始した。(16年11月)	・本部管理企業支援先を対象にインターネットEメール管理システムを導入。(6月) ・個人事業者向けの保証協会付スコアリング商品は、既商品バージョンアップで対応し、発売開始した。(9月) ・財務制限条項を取り入れた商品の取り扱いを開始した。(16年11月)	
(3) 証券化等の取組み	・証券化モデルについての勉強会を実施する。	・証券化モデルについての勉強会を実施する。	・前年度の取組みを継続する。	グループ内での勉強会を実施し、証券化の意義を確認した。	勉強会の実施(12月)	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	・3カ年事業計画作成の徹底を図る。 ・月次決算管理ネットワークの拡大充実を図る。	・決算内容についてのヒアリングを強化する。 ・インターネットによる月次決算情報のネットワークを整備する。 ・3カ年事業計画の作成を徹底する。	・前年度の取組みを継続する。 ・月次決算情報のネットワーク化を実施するとともに、利用先の拡大を図る。	・決算内容の分析把握に重点を置いた日常審査を実施した。 ・月次決算情報ネットワークについては、インターネットEメール管理を開始した。(平成16年6月対象13先) ・審査時における3カ年事業計画の作成は概ね定着。	・Eメール管理先を増加した(1先)	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	・客観的な推定デフォルト率算定モデル、信用格付モデルを開発し、企業格付制度の改定を実施する。 ・信用リスクに応じた信用リスクプレミアムに基づく貸出金利ガイドラインの設定に努める。	・信用リスクデータの定義策定。 ・信用リスクデータ集計システムの構築。 ・信用リスクデータ蓄積。	・信用リスクコストの算定と貸出金利体系化。	・融資稟議支援システム導入モデル選定の枠組みの中で検討している。 ・融資稟議支援システムの基本コンセプトと業務要件定義のとりまとめが完了した。	・基準金利の一部採用	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・説明事項を検討し、事務取扱要領等に定める。 ・取引約定書の双方署名方式、契約書の写しの交付を検討する。 ・契約者から説明を受けた旨の確認を行う場合の方法を検討する。 ・顧客が自署押印後、職員が必要事項を記載し書類を完成させるなど不適切な取扱いを防止するため、牽制機能を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引約定書の双方署名方式を実施する。 ・契約書の写しの交付を検討し、事務取扱要領等に定める。 ・重要事項の説明事項を検討し、基準を事務取扱要領に定める。 ・意思確認票の取扱いを徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者から説明を受けた旨の確認を行う場合の方法を検討し、実施する。 ・契約書類の不適切な取扱いを防止するため、内部牽制機能を確立する。 ・顧客の借入申込を謝絶する場合、時間的余裕をもって謝絶の理由等についても説明できるよう、案件進捗管理を含め態勢の整備を行う。 ・実施状況のチェック機能を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護研修会に参加した。 ・店内監査マニュアル改訂と不祥事故発生防止策を検討した。 ・双方署名方式の「信用金庫取引約定書」を作成するとともに、顧客配布用の説明書を作成した。 ・重要事項説明に伴う規程、要領を制定した。(平成16年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・双方署名方式の「信用金庫取引約定書」を作成するとともに、顧客配布用の説明書を作成した。(10月1日から使用開始) ・重要事項説明に伴う規程、要領を制定した。(10月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時点における重要事項の説明を事務取扱要領等に定める。 ・契約者から説明を受けた旨の確認方法検討。 ・契約書面の面前自筆と意思確認の徹底。 ・顧客が契約内容をいつでも確認できるように契約書写しの交付。 ・捺印等の不適切な取扱い防止。 ・案件進捗の管理徹底。 ・説明態勢に係る職員研修会の実施。
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	<ul style="list-style-type: none"> ・同会議の情報交換によって得た情報を金庫内部で活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同会議で得た情報を整理し、発生原因、対処策、発生防止策等をまとめて周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度取組みを継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同会議の結果について、役員および関連各部へ情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域金融円滑化会議」への出席(16年11月および17年2月) ・同会議の結果について、役員および関連各部へ情報提供を行った。 	
(3)相談・苦情処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情・トラブル等はコンプライアンス委員会へ報告し、再発防止策等具体的な改善策について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情・トラブル等の再発防止策等の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度取組みを継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客対応に関する苦情が多いことから、応対研修を集中的に実施することとし、「応対マナー研修」および「テラー・ターゲ研修」を実施した。 ・平成16年6月にコンプライアンス専担部署として法務室を設置した。 		
6. 進捗状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・機能強化計画の要約について公表するとともに、その進捗状況を各半期終了後ホームページで公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能強化計画の要約について公表するとともに、その進捗状況を各半期終了後ホームページで公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各半期終了後ホームページで公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度上期の進捗状況は平成15年12月に、平成15年度下期の進捗状況は平成16年6月に、平成16年度上期の進捗状況については平成16年11月にホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度上期の進捗状況を平成16年11月15日にホームページ上に開示した。 	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1. 資産査定、信用リスク管理の強化						
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定の正確性の向上を図る。 貸出条件緩和債権認定基準の見直しを検討する。 不動産担保評価要領の見直しを検討する。 電算システムの改善による自己査定関連データの精度向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定研修を開催する。 貸出条件緩和債権認定基準の見直しを実施する。 不動産担保評価要領の見直しを実施する。 企業格付制度の見直しを検討する。 資産査定実務研修を開催する。 二次査定者を対象とする資産査定検証の研修を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定研修を開催する。 資産査定実務研修を開催する。 資産査定検証の研修を開催する。 自己査定に係る電算システムを改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月に「自己査定関連通信講座」を導入した。 自己査定研修を実施した。(9回) 企業格付制度要領の見直しを検討した。(協議中) 貸出条件緩和債権認定基準の見直しを行い、運用基準の改訂を行った。(平成15年8月) 不動産担保評価要領の見直しを行い、一部改訂をした。(平成15年11月) 自己査定に係る電算システムの改善は関係部署と協議中。 企業格付制度要領の見直しを行った(4月改訂予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定研修を実施した。(1回) 自己査定に係る電算システムの改善は関係部署と協議中。 企業格付制度要領の見直しを行った(4月改訂予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定に関する外部通信講座を始めて導入し、自己査定の基礎・実務の知識習得および査定能力を養った。今後も継続的に受講を薦め、査定能力の向上を図る。 三金庫統合による自己査定関連の格差是正と適切な査定実務を遂行するため支店長研修を開催し、支店長としての査定態勢に対する認識と理解を深めた。 旧石岡・土浦信金および新任融資役員を対象に自己査定の基礎研修を行った。実務に伴う質問事項への対応や事例解説等により実務面を重視した研修を実施した。 「金融検査マニュアル別冊中小企業編」「事務ガイドライン」等を踏まえ、「貸出条件緩和債権認定基準」の適正な運用を図るため内容を改訂した。 全融資役員を対象に査定の具体事例の判断や対応等の実務研修を通じ、査定の精度及び与信判断能力の向上を図った。 不動産担保評価方法に貸貸用収益物件の評価について収益還元法を導入するなど不動産担保評価要領の一部改訂した。 二次査定者を対象に自己査定基準等の解釈の統一や査定検証の留意点について研修を開催した。 16年2月に公表された金融検査マニュアルの別冊の改訂内容を踏まえ、企業格付制度要領の見直しを協議検討中です。
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	<ul style="list-style-type: none"> 評価システムにおける比較補正率の見直しを実施する。 評価額の妥当性の検証のため取引事例収集を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価システムにおける比較補正率の修正を実施する。 取引事例収集を充実させ、不動産取引事例調査表を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の取組みを継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価システムの変更に伴い不動産担保評価要領を改正した。 不動産取引事例調査表を作成した。 		
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	<ul style="list-style-type: none"> 金融再生法開示債権の各債権区分毎の保全率を算出し開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の通り実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の取組みを継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年3月期については平成15年7月に、平成16年3月期については平成16年8月に開示を行った。 		
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 企業格付制度の見直しを行い、債務者区分との整合性を高める。 信用リスクデータベースの整備と充実を図る。 債務者区分別の信用リスクに見合ったプライシングの徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業格付改定モデルを検討する。 信用リスクデータベースの整備と充実を図る。 プライシングモデルを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業格付制度を改定する。 リスクに見合ったプライシングを制度化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクデータベース、企業格付、プライシングモデルについては融資票議支援システムとして検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> 融資票議システムの導入モデル選定の枠組みの中で、平行して検討。 	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
3. ガバナンスの強化						
(2) 半期開示の実施	・開示項目、方法について検討し、内容を充実させる。	・左記の通り実施する。	・前年度の取組みを継続する。	・預金残高、貸出金残高、損益状況、自己資本比率、金融再生法への開示債権、有価証券種別内訳および評価損益、地域貢献情報をディスクロージャー誌およびホームページで平成15年12月および16年11月に開示した。	・平成16年9月期の半期情報を平成16年11月30日にディスクロージャー誌及びホームページにて開示した。	
(2) 外部監査の実施対象の拡大等						
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	・総代および選考委員の資格基準について検討する。 ・総代会の仕組み、総代の役割、総代選考基準や選考方法等ディスクロージャー誌に掲載する項目を検討する。	・総代および選考委員の資格基準を検討する。 ・ディスクロージャー誌への掲載方法を検討する。	・検討した選考基準により総代改選を行う。	・総代および総代選考委員の資格基準を見直し各々資格要件、適格要件を定め平成16年4月の理事会で承認を得た。 ・定款の一部変更(総代選任のための選任区域の変更)が平成16年6月の総代会で承認された。 ・総代の役割、総代および総代選考委員の資格・適格要件、選考手続き、当金庫の地区および所屬店、総代名をディスクロージャー誌に掲載した。 ・16年11月及び12月に全役員により、総代、会員を中心として700名程度の顧客訪問を実施し、金庫経営に対する要望の聞き取りや、疑問点に対する説明を行った。 ・16年12月に営業区域を8地区に分け、全地区に地区総代会を設立し、それぞれの地区別総代会を全地区で開催した。	・16年11月及び12月に全役員により、総代、会員を中心として700名程度の顧客訪問を実施し、金庫経営に対する要望の聞き取りや、疑問点に対する説明を行った。 ・16年12月に営業区域を8地区に分け、全地区に地区総代会を設立し、それぞれの地区別総代会を全地区で開催した。	・地区毎に地区総代会を立ち上げて会長、副会長を互選で選出し、ブロック体制と合わせ総代の意見を経営に反映させていく。
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	・信金中央金庫に対して「経営の健全化のための計画」の達成状況について、半期毎に報告を行い、指導等を受ける。			・「経営の健全化のための計画」の達成状況について、平成15年11月に半期報告を行った。また、平成15年度の年次報告については、平成16年5月に行った。 ・平成16年12月に半期報告を行い、報告に基づいて信金中央金庫の指導等を受けた。	・平成16年12月に半期報告を行い、報告に基づいて信金中央金庫の指導等を受けた。	
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1) 地域貢献に関する情報開示	・開示項目、方法について検討する。	・開示項目、方法について検討し、情報開示を行う。	・各種媒体により、地域貢献活動の情報開示を行う。	・平成15年11月に、ディスクロージャー誌「水戸信用金庫と地域社会」およびホームページにおいて情報開示を行った。さらに、平成15年9月期の半期開示、平成16年3月期及び平成16年9月期においてもディスクロージャー誌等で情報開示を行った。	・平成16年11月30日に開示したに縦覧を開始した平成16年9月期の半期情報誌及びホームページ上において、地域貢献に関する情報開示を行った。	

6. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
.1.(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修プログラムへの参加スケジュールを作成する。 本部審査スタッフを外部研修会へ派遣する。 金庫内「目利き研修」プログラムを作成する。 融資担当者を対象に「目利き研修」、「ケーススタディ研修」を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修「目利き力養成講座」に本部スタッフ2名を派遣した。 融資役席を対象に目利き研修を3回実施した。 融資役席を対象にケーススタディ研修を実施した。(7月、11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 融資役席を対象にケーススタディ研修を実施した。(11月)
.1.創業・新事業支援機能等の強化	<ul style="list-style-type: none"> クリニック開業予定者に対し、開業地の情報提供、専門税理士紹介、事業計画作成支援を行うとともに、担保にとらわれないキャッシュフローに基づく審査を実施し、開業資金の融資を推進する。 介護保険に基づく老人福祉施設の充実を図るため、グループホーム、老健施設等の融資に対し積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 案件に対し積極的に取組みを行った。(実績 23先 5,520百万円) 	
.2.(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 支援先事例案件毎に企業支援グループ内で企業再生のための勉強会を実施する。 外部専門講師による研修を実施する。 企業再生等の通信講座受講の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業支援グループ長を中心に支援先案件毎にグループ内でミーティングを開き企業再生能力アップに努めている。 企業支援グループ担当職員のスキルアップのため外部研修15回、内部研修5回を受講した。 企業支援グループの担当者5名が通信講座「中小企業事業再生アドバイザー講座」受講 	<ul style="list-style-type: none"> 信金中金主催の「中小企業経営改善支援にかかる集合研修」受講(11月) 中小企業金融公庫の担当者と債務の証券化支援業務について打合会を実施(12月) 信金中金より講師を招き、債権流動化・DDS・DESについて研修会実施(1月)
-3-(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 過去の経営改善成功事例の検証。 外部セミナーに参加する。 顧問会計士を招いて企業診断等の研修を行う。 外部講師を招いて研修を行う。 中小企業再生支援協議会のスタッフを講師に招き研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援先事例案件ごとにグループ内でミーティングをし能力アップに努めている。 全信協の研修に1名参加 関信協の研修に7回8名参加 通信講座(中小企業事業再生アドバイザー)5名受講 経営コンサルタント・中小公庫支店長を招いて金庫内で研修を行う 関東財務局の研修に3名参加 事業再生人材育成センターの研修(7日間)に1名参加 茨城県中小企業振興公社の担当者を招き、全支店長参加により企業支援研修を開催した。 信金中金主催の「中小企業経営改善支援にかかる集合研修」受講(11月) 中小企業金融公庫の担当者と債務の証券化支援業務について打合会を実施(12月) 信金中金より講師を招き、債権流動化・DDS・DESについて研修会実施(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 信金中金主催の「中小企業経営改善支援にかかる集合研修」受講(11月) 中小企業金融公庫の担当者と債務の証券化支援業務について打合会を実施(12月) 信金中金より講師を招き、債権流動化・DDS・DESについて研修会実施(1月)
.5.法令等遵守(コンプライアンス) 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> 法令等遵守意識向上のため、コンプライアンス・チェックリストによる自己評価を実施する。実施状況については、検査部による内部検査時にチェックを行う。 不祥事件の防止策として、「お届け現金受取書」の取扱いを改訂する。 連続休暇の取得促進と休暇期間中の該当職員に関する監査の実施を徹底する。 休暇期間中の該当職員に対する監査の実施を「店内監査マニュアル」に明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 7月から自己評価を実施するよう、6月にコンプライアンス・チェックリストを送付し指示を行った。 「お届け現金受取書」の取扱い変更について、6月に事務部から通知を行った。 連続休暇の取得促進と休暇期間中の該当職員に関する監査の実施の徹底については、6月に人事部から文書にて指示を行った。 連続休暇中の店内監査を「店内監査マニュアル」に追加し、業務連絡により全店に周知した。 コンプライアンス専任部署として法務室を設置した。 	

(備考)別紙様式1による個別項目の計画数・・・30